

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

KLab 株式会社

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

質問 1～質問 4 について、同意しない。

**【理由】**

当社を含め一般的な上場企業においては、有償新株予約権の付与制度の導入の目的は、従業員の向けの福利厚生の一環としての投資制度であり、労働の対価としての報酬としては実施していない。また、当該制度は、株価が下落した場合、従業員の当社払込み部分の毀損リスクがあり、この点からも当該制度は報酬的な性質ではなく、投資的性質が強いと考えられる。

上記より、当該取引については、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」の適用が妥当であると考えられる。

なお、公開草案 11 項に「会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかったため」としているが、上記の通り、従来の会計処理は投資取引として処理しており、発行会社側の目的と取引の性質を適切に現す会計処理と考えられ、「明確ではなかった」という指摘は当たらないと思われる。

最後に、もし仮に本公開草案が適用された場合、有償新株予約権に係る会計処理は、導入企業の意図や本来の取引の性質とは乖離した形での会計処理が行われることとなり、かえって会社の実態を現さないものとなり、投資家の投資判断もミスリードするようになると思われる。

以上